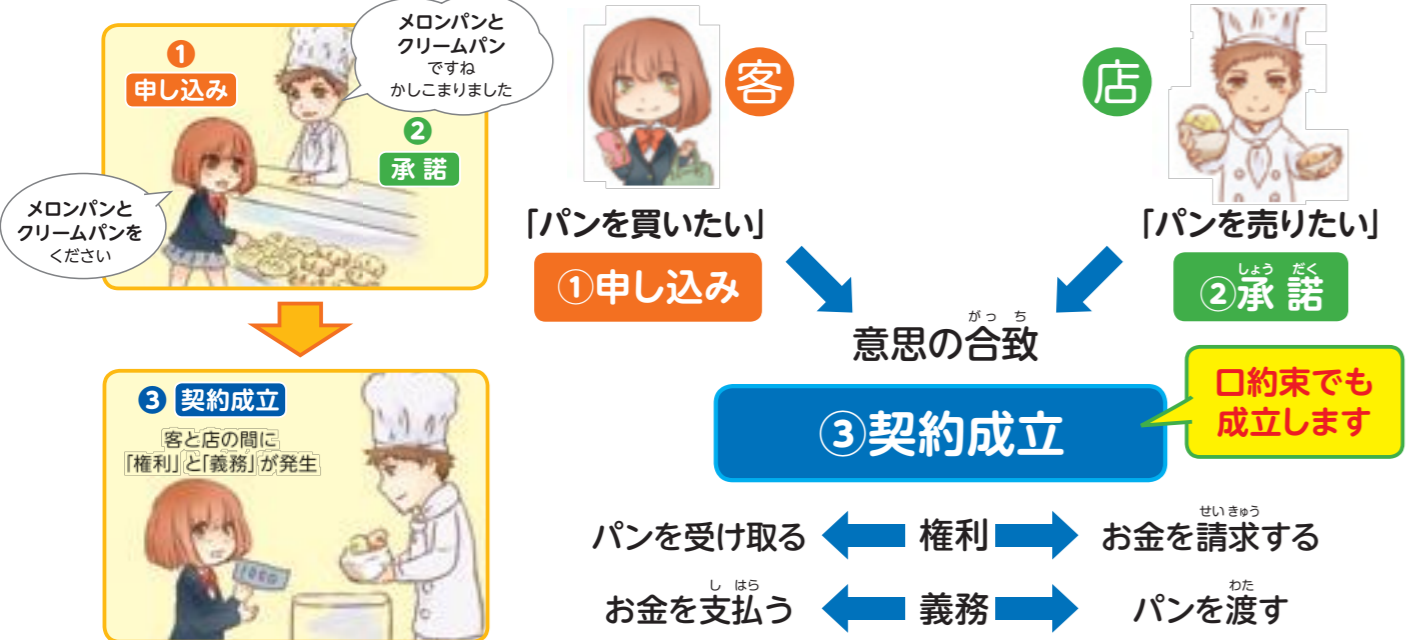


～いざというときに知っておくと安心～

***「契約」ってなに?**

契約 = 法律的な責任が生じる **約束** です

いろいろな商品を買ったりサービスを利用したりするのも契約です。契約のしくみを見てみよう!



「契約」についてこれだけは知っておこう!

- 契約書は必ずしも必要ではありません。契約書がある場合、トラブルを防ぐためによく読んで確認しよう。
- いったん契約が成立すると、一方の都合で取り消すことはできません。
- 広告やCMだけで欲しいと思っていないか、本当に必要なかを契約する前によく考えよう。

契約クイズ 『契約』ではないものはどれ??

① クレープを買う

② 友だちと映画に行く約束をする

③ 電車に乗る

④ レンタルDVDを借りる

⑤ 高校へ入学する

⑥ 携帯電話に加入する

⑦ スマホで無料ゲームをダウンロードする

⑧ アルバイトをする

答えは **5** ページ

「契約」は取り消せる場合があります。
 どんなときにやめられるかは **トラブルにあわないためのポイント④** でCHECK!

2018年2月15日、茨木市いばら町1-1 (〒567-8888)に住む僕(竜王さいと)は、SNSで知り合った薔薇野かおりちゃんに30万円のネックレスを買うよう勧められ、消費者金融からお金を借りて購入してしまった。だまされたと思ったので、2月20日に消費生活センターに相談して、クーリング・オフすることにしたんだ。契約したのは、茨木市駅前6丁目6-6の「タマシー」という名前の宝石店だった。

郵便はがき

□□□□□□

(販売会社名)

(販売会社住所)

代表者様

契約解除通知書

■ 契約年月日 _____ 年 月 日

■ 商品名 _____

■ 契約金額 _____ 円

■ 販売会社 (担当者) _____ 氏

上記日付の契約は解除します。
 なお、速やかに支払い済みの _____ 円を返金し、商品を引き取ってください。

年 月 日

(契約者)
 住所 〒567- _____ 大阪府茨木市
 氏名 _____

証拠として両面のコピーを取り、郵便局の窓口から「特定記録郵便」か「簡易書留」で出しましょう。

クーリング・オフしたらどうなるんですか?

契約は、なかったこととなります。受け取った商品を事業者負担で返送し、支払ったお金は全額戻ってきます。キャンセル料を支払う必要はありません。

まとめ → トラブルにあわないために覚えておこう!

- 契約は口約束でも成立します。契約する前によく考えよう。
- いったん契約すると一方の都合だけでは取り消せません。
- 契約する気がないときは、きっぱり断ろう。(特に高額で長期の契約)
- どんなどきに契約をやめられるか知っておこう。
- お金を払う前にもう一度考えよう。
- SNSで知り合った人を簡単に信用しない。
- 個人情報は安易に公開しない。
- 「今だけ」「無料」という言葉には気をつけよう。
- ひとりで悩まず、早めに消費生活センターに相談しよう。

茨木市消費生活センター
 茨木市駅前四丁目6番16号(クワイエットセンター内)
 相談窓口(直通) **072-624-1999**

相談時間 月～金曜 …… 9:00-16:30
 第2・4土曜 …… 9:00-12:00
 日・祝 …… 休み

相談は無料 秘密は守られます

消費者ホットラインは局番なしの **いやや 188**

インターネットで検索し、消費生活センターに似た名前の窓口で相談してしまった場合、高額な料金を請求されることがあります。必ず、居住地の消費生活センターに相談しましょう!

◎家の人にも見てもらってください。

年	組	番	名前
---	---	---	----

学ぼう!
わたしたちの消費生活トラブル

SNSには要注意!!



茨木市に住む竜王兄弟と川端姉妹が消費生活トラブルについて悩みながら学習していきます。

- 1 **トラブルにあわないためのポイント①** …… 契約とは何かを知ろう!
- 2 **トラブルにあわないためのポイント②** …… どんな事例が多いかを知ろう!
- 3 **トラブルにあわないためのポイント③** …… トラブルの中身を知ろう!
- 4 **トラブルにあわないためのポイント④** …… 消費生活センターに相談しよう!
- 5 **ワーク** …… クーリング・オフのはがきを書いてみよう!
- 5 **まとめ** …… トラブルにあわないために覚えておこう!

茨木市消費生活センター

Aゾーン

若者をねらって実際にこんなことが起きています…

Bゾーン

誰にも言えずにいたら、こんなことに…

Cゾーン

消費生活センター(消費生活相談窓口)は、各市町村に設置されており、解決へのアドバイスや情報提供をしたり、必要に応じて事業者との交渉の手伝いをします。少しでも「おかしい」「困った」と思ったときは、迷わず相談してください。

SNSが入り口のトラブル事例を見てみよう

トラブル1 **そうじさんの場合** ●ワンクリック請求

SNSで知り合った友だちが教えてくれたサイト発見!

なんじゃこりゃ!!

入会手続き完了! 登録料は5万円です。3日以内にお支払いください。

5万円?! 無料って書いてたやん

おっと、大丈夫だった。退会申請ボタンが出てる

退会申請

退会希望はこちら! ↓↓↓↓↓↓

退会完了

そうじさんが「退会申請」ボタンをタップしたら…

退会申請

退会完了

トラブル2 **あいさんの場合** ●通信販売(詐欺サイト)

茨オニ9ファンのSNSにのってる、「茨オニ9 2017年ドームツアー」限定Tシャツがほしいな~ サイト見てみよう!

わあ! ネットで買えるん? めっちゃ安いしラッキー

何日待っても届かへん

お金、急いで銀行に振り込んだのに…

あいさんがメールで問い合わせても連絡はなく…

限定Tシャツが戻ったお金を返して!

限定で安いからってとびついたらあー、もっと慎重になればよかったあ

迷惑メールが増えたり、メールアドレスが変更された

トラブル3 **さいとさんの場合** ●アポイントメントセールス(デート商法)

SNSで知り合った彼女、薔薇野おかりちゃんから食事のお誘いだ♡

どこのお店に行くのかな??

2月15日、食事していると…

さいとさん、すごく似合ってるー! すごくお買得なのー

嫌われたくないし…

わたしも買っちゃおう

さいとさんは、消費者金融の無人契約機でお金を借りてネックレスを買ってしまいました

今なら特別に30万円にしておくわ!

トラブル4 **おとわさんの場合** ●エステサービス(無料商法)

あつ。エステの無料クーポンだから

無料クーポン配信中!

ゲットしてエステに行っちゃおう!

無料体験に行くとエステに加えて美顔器や化粧品まで勧められ…

このまま何もしないでいると、この写真みたいに大変なことになるわよ

美顔器も化粧品もね!

全部契約しちゃった…

バイトしてるし分割で払えば大丈夫よ!

でも、お金持てないです…

半年間のエステを、総額6万円の分割払いで契約…

こんなメールがくるんやう?

怖くなって「間違いです」と電話したそうじさんは…

あなたの登録が確認できませんでした。契約は有効に成立しているのでもう解約できません。今日中にコンビニに行き電子マネーのクマソンギフト券で5万円を支払ってください

えっ! マジか! そんなお金ないし…どないしよう…

訴える! って言われたらどうしよう。気になって、勉強や部活に集中できひん

その後も、請求の電話やメールが続き…

フィルタリングって知ってる? : フィルタリングは、インターネット上のアダルトサイトや出会い系サイト、薬物サイトなどの違法・有害サイトにつながりにくくなる機能のことです。携帯電話事業者は、18歳未満の青少年が利用する携帯電話の契約をする場合、フィルタリングサービスを提供することが義務づけられているので、家の人と相談して必ず利用しよう!

結局、Tシャツは届かなかった

そういえば…

後悔先に立たず

それ以来…

限定Tシャツが戻ったお金を返して!

人気があるのに激安やし、ショップサイトの日本語や漢字も変った。振込口座は会社じゃなくて個人名や住所も中途半端で電話番号も書いてなかった

迷惑メールが増えたり、メールアドレスが変更された

http://とhttps://はどっちが安全? : あいさんが見つけたホームページアドレスは、http://から始まっていて、入力したデータが丸見えだったかも…。https://から始まるURLは、アドレスバーにマークも付いていて、データのやり取りが暗号化されるので安全。パソコンにIDやパスワードなどの個人情報を入力するときは、アドレスがhttps://から始まっているか、マークがあるかどうか必ず確認しよう!

どれない

昨日も今日も彼女と連絡がとれない

メッセージも未読のままだよ…

リサイクルショップ 宝石高価買取

ネックレスを売ろうと店に行ったら、まったく価値の無いものだとわかった

こんなはずじゃなかったのに…

だまされて、価値の無いネックレスと借金だけが残ってしまったよー

ネックレスを返品するからお金を返してほしい

消費者金融の金利って知ってる? : さいとさんのように、30万円を借りて、金利は18%であった場合、もし、さいとさんが1か月に1万円ずつ返済するとしたら3年5か月かかり、総額で約40万円を返さなければなりません。

毎月の支払いのためにバイトを増やしたから授業に遅れな〜い

忙しくて、エステにも行けなくなってきたし美顔器も化粧品も全然使ってない!

2カ月後

解約したいんですが…

バイトづげの生活疲れた。もう無理や〜

今ごろ言われても、クーリング・オフ期間が過ぎているので解約できませんよ

継続的な7サービスを覚えておこう! : ①エステサービス ②語学教室 ③パソコン教室 ④学習塾 ⑤家庭教師 ⑥結婚相手紹介サービス ⑦美容医療 これらの継続的なサービスにはトラブルが多いので、消費者を守るために「中途解約」という特別なルールがあります。おとわさんが契約したエステサービスも、中途解約できます。

ワンクリック請求は、無視しましょう!

無料動画をタップしたら登録料を請求され…

退会申請ボタンをタップ

電話をかけた

絶対ダメ!

個人情報を教えた

お金を支払った

そうじさんは、入会の申し込みをしていないので契約は成立していません。また、インターネットを使った契約では、「確認画面」がない場合、契約は無効です。(契約については**トラブルにあわないためのポイント①**をチェック)

もし、お金を支払ってしまったら解決するどころか…

いろいろな理由でサイト業者からの請求が続く

知らないところからメールがたくさん来る

電話が何度もかかってくる

被害にあわないために **フィルタリングを必ず設定しよう!**

通信販売は表示をしっかりと確認しましょう!

通販サイトの画面をよく見たら…

極端な割引価格

日本語や漢字の字体が変

振込口座が個人名

住所・電話番号が書いていない

商品が届かない「詐欺サイト」や届いた商品がニセモノだった「ニセモノ販売サイト」は、多くの場合事業者と連絡が取れません。

振込み後にトラブルが起こった場合は、警察と銀行にすぐ相談しましょう。

通信販売を利用する際の注意点!

- 極端な割引(価格、日本語や漢字の字体が変なサイトは利用しない)
- 商品の注文前に、「事業者名・住所・電話番号・メールアドレス」や「申し込み内容・返品条件」を必ず確認して、画像を保存する。
- 支払方法が現金のみのサイトは避ける。
- 個人情報を入力するときは、アドレスがhttps://から始まっているかマークがあるか確認する。

通信販売ってクーリング・オフできるの?

通信販売や店舗販売は、不意打ち的な販売方法ではないので、クーリング・オフできません。

しまったと思ったら、まずクーリング・オフできるか確認しましょう!

食事に誘われて出向いたら、ネックレスを勧められて購入

クーリング・オフ(頭を冷やして考える)とは消費者トラブルになりやすい取引について、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる特別な制度です。

アポイントメントセールス

契約書面を受け取ってから8日以内

クーリング・オフできる

クーリング・オフできる主な取引内容	可能な期間
●不意打ち的な販売方法 訪問販売・電話勧誘販売・キャッチセールス・アポイントメントセールスなど	8日以内
●継続的な7サービス エステサービス、語学教室、パソコン教室、学習塾、家庭教師など	20日以内
●連鎖販売取引(マルチ商法・ネットワークビジネス)	

クーリング・オフの期間が過ぎてしまっても契約を取り消しできないか、中途解約できないか確認しましょう!

無料体験に行ったら、悪質な勧誘を断りきれず高額な契約

エステサービスと美顔器・化粧品を契約

不安をあらわれた

帰るのを妨害されて困った

解約できないと言われた

取り消せる場合があります

エステサービスは継続的な7サービスに該当する

中途解約でき、一緒に購入した商品も、返品できる場合があります(条件あり)

トラブルにあわないためのポイントはわかったかな?

相談することは、新たな被害を防ぐことにもつながり、消費者市民社会への一歩となります。消費生活センターは、私たちが、自分のことだけでなく、社会全体の消費生活や地球環境への影響を考慮して消費行動する社会の中心です。